

神戸家庭裁判所 伊丹 支部

平成 18 年 (家 ) 第 620 号 事件

---

当事者の主張

---

1 申立人の主張

事件本人の親権者を相手方（母）から申立人（父）に変更することを認める審判を求める。また認められない時は、申立人を監護者と指定することを求める。その理由は以下の通りである。【調査資料申第1号】

(1) 申立人と相手方は、平成10年6月19日に婚姻し、事件本人をもうけたが、平成15年10月、相手方は高松家庭裁判所——支部に離婚調停を申し立て、平成16年1月20日に調停不成立の後、相手方は高松地方裁判所に離婚訴訟を提訴した。平成16年12月13日に高松地方裁判所は離婚と事件本人の親権者を相手方と定める判決をした。申立人は控訴したが、平成17年5月31日に控訴棄却の判決をし、同年6月15日に同判決は確定した。

しかし申立人にとって同判決の内容は全く納得できるものではなかった。

(2) しかも相手方は、控訴中の平成17年3月——日に、申立人に無断で事件本人を連れて——に転居した（\*注 申立人と相手方は離婚裁判中も——市内の賃貸マンションで同居中であった）上、連絡先も明らかにしなかった。

これについて、相手方代理人は、第1審で相手方が親権者となったことを根拠としていたが、明らかに事件本人の連れ去りであり、信義則に反することであり今も納得がいかない。

なお申立人は高松高等裁判所に対し、相手方の居所を開示するよう上申したが、そのまま判決がなされてしまった。

以上の経過については今回提出の陳述書に記載の通りであり、今回の審判においては考慮してもらいたい。【調査資料申第2号】

(3) 更に確定後、以下の変更が生じている。

その内容は平成17年（家イ）第550号親権者変更調停事件の申立書記載の通りである。概要は以下のア～オである。

ア 離婚訴訟当時、申立人は定職に就いていなかったが、平成17年6月1日からは（株）—————の正社員として稼働している。

（株）—————は以前申立人が稼働していた—————の関連会社（————業）で—————の社長が兼任している。同社の正社員は申立人ひとり、パートが6人で、申立人がチーフ（工場長、主任待遇）を務めている。勤務時間は午前9時～午後6時。日曜休、土曜日1～2回休。月収総

---

イ 申立人は平成17年8月末に実家に戻り、申立人の両親と同居を始めた。  
申立人の父(78歳)は元——で退職後は——として5年間勤務の後、  
現在——である。第1審時は——を務めていた。申立人の母(72歳)は専業主婦で、双方共に健康で事件本人の養育補助を行える。申立人の実家は申立人の現住所地で、申立人の父名義の2階建一戸建住宅である。

【調査資料申第5号】

ウ 相手方は裁判において相手方の実家で父と同居し養育補助を受けると約束しながらその約束を守らず、ひとりで事件本人を養育している。

エ 事件本人は申立人になつており、面接交渉の度に相手方のもとに帰りがらなかった事実がある。【調停資料甲第14, 19号】

オ 平成17年10月中旬、事件本人が——であることが判明したが、その——のため、よりきめ細かい養育をなすには、相手方の養育環境は不適當である。

カ 相手方には境界性人格障害等の精神的疾患の疑いがあり、その根拠については陳述書記載の通りである。精神のバランスを失った相手方に事件本人の養育を任せておく訳にはいかない。【調査資料申第6号】

## 2 相手方の主張

事件本人の親権者としては相手方が相当であり、申立人に変更する必要はない。

(1) 事件本人は現在、相手方のもとですくすくと育っており、現状に何ら問題は無い。

むしろ、申立人の方が安定した面接交渉を阻害するような行動を取り、事件本人の父親というよりも申立人自身の思いを優先させた行動を取っている。その経緯は次の通りである。

離婚訴訟では、離婚と親権者のみが決まったが、判決確定後、双方弁護士の助言により、別紙確認書を作成した。【調査資料相第1号】

その中で事件本人に関連する事項として、下記ア～エの事項が確認された。

ア 事件本人の父母として良好な関係を維持するために努力すること。

イ 相手方が事件本人の親権者であること及び事件本人を養育していることを確認し、尊重すること。

ウ 申立人はできるだけ早く、相手方に事件本人の養育費の支払いができる

---

---

よう努力すること。

エ 相手方は事件本人に対し、面接交渉をする権利があることを確認し、未成年者の福祉に反しない範囲で、1か月に1回面接交渉をすることを認める。ただしそのうちの年2回については2泊程度の宿泊を伴うものとする。

なお上記4点のうち、特にエの面接交渉については、事件本人、申立人双方のために重要と考え、相手方はこれを堅持してきたのに、申立人は当庁での調停中の面接交渉（平成18年5月14日）時、日帰りで相手方のもとに未成年者を返すという約束を守らず、以後、面接交渉が安心して実行できない状況を起こしてしまったことは、極めて残念である。

その後、相手方は悩んだ末、日帰りの面接交渉を8月20日に再開したが、宿泊を伴う面接交渉は当面控えざるを得ない。この事態を引き起こしたのは申立人であり、今後は確認書の趣旨を再確認し、尊重してもらいたい。

(2) 相手方は、2審の審理中の平成17年4月に、———大学の教授の紹介で———大学医学部———の医局に入局した。同医局の関連病院である———病院に就職が決まったため、事件本人を連れて———市内に転居した。

平成17年4月から———方面に転勤する旨、申立人側に伝えていた。

(3) ウ 相手方は相手方の父との同居を検討していたが、勤務先が———市になったため職住接近させる必要が生じた。現在、———市のファミリーサポートセンターに登録しており、随時、サポート会員による監護補助を受けている。また実家にも帰省しており全く問題はない。【調査資料相第7号】

(3) エ 申立人は事件本人の要求通り、おもちゃ等を買って与えてくれるため、事件本人は居心地がいいのである。その意味では、事件本人が申立人になついている。しかし事件本人の要求に対し、きちんと指導することも親の役目であり、相手方は事件本人の親権者として努力しているつもりである。

なお8月20日の面接交渉時には、帰り際に事件本人が泣いたりぐずったりすることはなかった。

(3) オ 平成17年9月頃、事件本人の———  
———が判明した。このため10月から半年間、———の使用と共に、———は毎日4～5時間———を使用した結果、———の———が改善し、今春からは———の使用を止めていた。ただし最近、———に———の兆候が判明したため、———の———に変更し、———を再開した。現在、

---

---

————と連携しつつ治療を行っており，今後もその予定である。

(3) カ 相手方は人格障害ではない。相手方は過去に精神科や診療内科への受診歴もなく，申立人の主張は全く根拠の無い主張である。

---

当事者（申立人）の状況

---

- 1 生活歴      2 家庭状況，経済状況      3 心身の状況  
4 子に対する感情，態度      5 備考
- 

3 心身の状況

健康体

4 子に対する感情，態度

出生以来，事件本人を非常に可愛がり，相手方に代わって母親的な役割も担ってきたという。自宅でも面接交渉時も，申立人は事件本人をずっと抱っこしており，煙草を吸うことも難しいという。

一方，相手方によれば，申立人は事件本人の要求をそのまま許容し，怒らず，嫌いな物は食べさせず，いわば「至れり尽くせり」状態であるという。このため事件本人にとっては居心地が良く，申立人になつていることも確かだという。

---

当事者（相手方）の状況

---

1 生活歴      2 家庭状況，経済状況      3 心身の状況

4 子に対する感情，態度      5 備考

---

1 生活歴

2 家庭状況，経済状態

(1) 現在の状況

賃貸マンション      に事件本人と2人で暮らしている。

月収 平成18年7月総支給額      円

賞与 平成17年下期総支給額      円

平成18年上期総支給額      円【調査資料相第4号】

(2) 転勤，転居予定について

相手方は，所属する      人事異動により，平成18年—月から———センター（—市—区）に転勤予定である。

これに伴い，—市—区内の賃貸マンションに転居（—市—区—6丁目—番—号）し，事件本人は—保育園に転園予定である。病院内にも保育園があるが，現在の——保育園と同様，年少児童中心であるため，今回は同年齢児の多い保育園に入園させる予定である。保育園を探す際には病院の協力を得ている。転居先のマンションと病院，保育園は徒歩圏内である。【調査資料相第5号】

3 心身の状況

健康体

4 子に対する感情，態度

事件本人に対し愛情をもって接している。また事件本人の生活状況を説明する際や，面接交渉に対する姿勢に，親権者としての意識や責任感が感じられる。

自宅では事件本人の就寝前に本の読み聞かせをしたり，かるたやお絵かきなど

---

---

で、日常的によく遊んでいる様子が窺われた。

一方、申立人によれば、相手方は母性に乏しく、事件本人の乳児期、ベビーカーに乗せてばかりで抱っこしない等、気になる点が多々あったという。また最近では、事件本人が、相手方から偏食の改善を無理に押しつけられるために、ストレスで事件本人が肥満しつつあるとして相手方の監護力欠如を主張している。

5 備考（相手方の実家について）

相手方の実家には相手方の父がひとりで暮らしている。相手方の母は離婚裁判の第1審中（平成16年 月）——— で急死した。父は——— の集金係として勤務しており、健康状態に問題はない。相手方は月に1度は事件本人を連れて実家に帰省し、お墓参り等と一緒に出かけしており、関係は良好である。



---

## 事件本人の状況

---

- 1 生育歴 2 生活状況 3 心身の状況 4 監護補助の状況 5 家庭訪問の状況  
6 参考人調査結果 7 乳幼児発達スケール結果
- 

相手方の陳述要旨及び保育園での調査結果

### 1 生育歴

平成13年一月一日生まれ。相手方の産後休暇明けに伴い、生後2か月頃から 病院（— 県）内の — 保育園に入園した。

平成17年4月に 市内に転居後、— 市立— 保育園に入園したが、同所は在園児数百名という大規模保育園であったため、平成17年10月に— 病院敷地内の— 保育園に転園した。同所は園児数20名の小規模園で、相手方は保母と協力態勢を取りやすく、事件本人は保育を受けることができた。

事件本人は以前は偏食が多く、ご飯だけしか食べない時もあったが、転園後、平成17年11月頃から好き嫌いが改善された。これまでは肉、魚も食べることができず、相手方は細かく刻んで混ぜ込むなど調理に苦心してきたが、次第に肉や魚の形がはっきりした食事でも、食べることができるようになり、保育園では給食をおかわりする程に改善された。

### 2 生活状況

午前7時に朝食、8時半に保育園に登園し、午後5時頃相手方のお迎えにより帰宅。午後7時頃に夕食を食べ、テレビを観たり入浴の後、午後10時頃就寝している。

### 3 心身の状況

健康体

ただし平成17年9月に— がわかり、現在治療中。（当事者の主張欄参照）

保育園での身体測定結果。平成18年8月現在、身長109.6 cm、体重24.9 kg。

### 4 監護補助の状況

事件本人は、相手方の就労中、保育園で監護されている。同保育園は相手方の職場の敷地内にあり、事件本人が病気の時は同じ病院内の小児科を受診させ、相手方は仕事を早退させてもらうなど、上司から随時暖かい配慮を受けている。

更に、— 市ファミリーサポート制度の登録会員として、育児経験のある会員のサポートを受けている。

---

なお——に転居後も、——市ファミリーサポート制度に登録し、監護補助を受ける予定であり、——市内に居住している相手方の父や妹など親族の協力も、必要に応じて得られる。

## 5 家庭訪問の状況

調査官の到着が、激しい雷雨の影響で遅れる。チャイムを鳴らすと、事件本人が待ちかまえたように玄関先に飛んできて迎えてくれる。挨拶する間もなく、「雷すごくてお耳を塞いだよ」と人懐っこく話しかけてくる。

自宅はこぎっぱりと片づいており、リビングに続く和室にはローベッドがひとつあり、事件本人と相手方は一緒に寝ているという。書棚には事件本人の絵本やおもちゃが程よく並んでいる。

### (1) かるたの場面

フローリングのリビングの机に3人で座るや否や、「かるたしよう。お芋ちゃんのかるたしよう」と言い出す。「——ちゃん、かるたしたいの？じゃあみんなでかるたしようか。」と相手方が賛成し、事件本人が隣の部屋から箱にさつま芋の絵が書かれた「あいうえおかるた」を持ってくる。

事件本人は調査官に座布団を勧め、その半分に自分も座り、「お母さん読んでね」と言いつつ、調査官と対戦する。事件本人は平仮名を全て覚えており、相手方の読む読み札に従ってどんどんかるたを取っていった。

途中で事件本人がお手つきをする場面があり、相手方と調査官が「お手つきの時はどうするのかな？」と聞くと、事件本人は黙りこくるため、相手方が「ごめんなさいしよるか」と促しても「ううん」と首を横に振ったまま聞こうとしなかった。「謝りたくないのかな？」と相手方は言いつつ、それ以上強いることはせず、かるたを再開することにし次の札を読み始めた。かるたは事件本人の圧勝に終わり、事件本人はキャッキッと声を出して大喜びしていた。

### (2) お絵かきの場面

事件本人の提案で、調査官の持参したA4サイズのスケッチブックに水着の絵を切り貼りすることになる。青い折り紙で水泳帽やビキニ型の水着の形を貼り、事件本人が笑顔の女性の顔を描く。目や耳、口、鼻も丁寧に描き、耳にはピアスを描く。「これ、誰かな？」と聞くと「お母さん」と言う。

次にオレンジ色の折り紙を調査官に持たせ、水着のスカート作ってとせがむので、作ってあげると「可愛い」と喜び、相手方に糊をつけてもらい貼り付

---

---

る。調査官は顔を描くようせがまれ、事件本人の顔の輪郭を真似て描き、事件本人が仕上げる。

(3) プールのお話から申立人との面接交渉時の話へ

水着のお話から調査官がプールのお話をもちかける。

「　　ちゃんはプール行ったことあるのかな？」

「うん。お父さんと行ったよ。波がザブーンとくるプール。怖くて泣いたの。」

「そう……。泣いちゃったの。それからどうなったの?」「お父さんがね。抱っこしてくれたの。抱っこして背中をトントンしてくれたの。」

「お父さんとお別れする時、泣かなかったよ。」

「どうして泣かなかったの?」

「お願いマイメロディーのスティックがあったから……。」と得意気ににっこり笑い、調査官の顔をのぞき込む。

「お願いマイメロディー?」「うん。見せてあげる。(隣の部屋にお願いマイメロディーのおもちゃ(トランシーバーのような形でキャラクターの声が出たり、キラキラ光るボタンがある)を取りに行き、調査官に見せてくれる)。これがあったから泣かなかったよ。お父さんに買ってもらったの。」「そう。よかったねえ。」

「でもね、マイメロディーのコンパクトもあったのに、買ってくれなかったよ。お父さんお金ないもん。お仕事していないんだよ。」と言いつつ、少しふくれっ面のような表情を見せる。

(4) 保育園のお話

「保育園は楽しい?」「うん。今度ね。――の保育園に移るんだよ。今探しているんよ。」

(5) その後、事件本人と「間違い探し」の本で当てっこをしたり、折り紙の切り貼りや画用紙の穴開けで遊ぶ間、相手方にKIDS(乳幼児発達スケール)を記入してもらおう。

(6) 終了場面

1時間近くが経ったため、そろそろ調査官が帰ろうとし始めると、事件本人は慌てて「絵を描こう」と提案するなど、調査官の帰りを引き延ばそうと試み始める。

調査官がもう一冊スケッチブックを持参しているのを見つけたため、「じゃ

---

---

あ、スケッチブックの穴開けを1枚したら、帰るね」と告げたが、事件本人はスケッチブックの画用紙を次々に穴開けし始め、止めようとしなくなる。

このため、暫くそれを続けた後、このスケッチブックをあげると告げ、A4版のスケッチブックを持ち帰ろうとすると、今度は「このスケッチブックも欲しい」と言い出す。そこで、A4版をプレゼントとすることにしたところ、やっと機嫌を直し、穴を開けた方のスケッチブックは調査官に返すと納得した。

その後、事件本人はぐずることなく、玄関先まで調査官を見送ってくれた。この間、相手方は事件本人の様子をじっと見守る感じで、特に介入はしなかった。

(それまで安定して遊んでいた事件本人が、遊びの時間が終わることを察知するや否や、何とか引き延ばそうと試みる様子は、事件本人が申立人と面接交渉をした際に、終了場面でぐずっていた時の様子に似ているように感じられた。)

## 6 参考人調査結果

### 調査対象

【調査資料相手方第6号】の通り。

病院に隣接した保育園はこじんまりとしており、壁に張られた日常保育の写真や、ひとりひとりの連絡帳に毎日お手紙が記されている様子から、細やかな保育が窺われた。事件本人の連絡帳にも相手方とのやり取りがびっしり記されていた。

### (1) 保育園の概要

当園は――病院の職員(医師、看護師、栄養士等)の子どもを預かる保育園で、現在17名を保育士5名で預かっている。子ども達の年齢は生後2か月から小学校入学前までであるが、現在、事件本人が一番年上で、最も近い年齢の子としては1歳年下の男の子が2名おり、事件本人と同じ年齢の子はいない。

### (2) 事件本人の日常の様子

事件本人は平成17年9月14日に当園に入院した。事件本人が年長であるため、「お姉ちゃん」という意識があり、小さい子の面倒をよく見てくれる。手を洗ったり、手をつないであげたり、友達が泣いているとティッシュを持ってきてくれることもある。

事件本人は非常に子どもらしく、純真な女の子で、何かの行事をする時はいつも積極的に提案に乗ってくれる。先日も、スイカ割りをしたが、事件本人はとても喜んで楽しんでくれた。(事件本人らがスイカ割りをしている写真や工

---

作を見せてもらう)

また事件本人は本読みが得意で、平仮名だけでなく、カタカナもよく覚えている。「春はあけぼの・・・」と暗唱してくれるので、保育士が驚かされる程であり、非常に頭のいい子どもさんだと思う。工作も好きで、今日は色画用紙でトンボを作り、可愛い目を描いていた。

一方、プールでの顔つけは、あまり得意でないようだが、嫌がらず、少しでもやってみようと前向きに努力するところがある。

### (3) 偏食の改善

以前、事件本人は食事の際、「食べないといけない」というプレッシャーを強く感じ、食事の時間を楽しめないことがあったらしい。

しかし当園の食事時間には、保育士が「ゆっくりでいいよ。」と励ましていたところ、事件本人は「ここでは自分のペースでいい」ということを理解したようで、2か月位すると安心して何でも食べることができるようになった。今では牛乳や肉、魚もしっかり食べるし、今日も大好物のスパゲティをおかわりしていた。

なお、朝ご飯も以前よりは食べるようになったようだが、どうしてもカステラやロールケーキなど、甘い物が多いようである。園から相手方に指導し、相手方もおにぎり等を食べさせるよう努力している様子である。

### (4) 相手方との母子関係について

随分前に、相手方から叱られたことを事件本人が話していたことがあった。その時、事件本人は「自分が悪かったから」と説明していた。叱られたという話題を事件本人から聞いたのは、その時1回だけだった。

相手方は午後5時半には迎えにきており、お母さん達の中では早い方である。相手方が迎えに来ると、事件本人は、他の赤ちゃん達や小さい子達が母親に泣いて甘えたりしているのを見て、少し真似をするのか、「さみしかったよー」と相手方に言って甘えを見せることもある。事件本人は、それまで機嫌良く遊んでおり、決してさみしそうにしている訳ではないのだが、おそらく、小さい子達が出す甘えの様子に、安心して、甘えを出しているようにも見受けられる。

そんな時は、相手方も「そう、さみしかったのー」と事件本人を抱き締め、周囲も気にせず互いに抱き合っている場面が見られる。そういう意味では、相手方との母子関係は濃い方だと思う。

---

---

また、事件本人は上述の通り、言葉の発達が非常に早く、賢いが、その背景には、相手方から本などの読み聞かせをよくやっていることの表れではないかと思われる。

#### (5) 父母に対する認識

事件本人の話題としては、お母さんの話題が多いが、お父さんと面接交渉した後には、「靴を買ってもらった」等と話すことがある。事件本人はお父さんのこともすごく好きだと思ふ。

しかしお父さんについては、日頃離れているだけに、「何々を買ってもらった」というような良いところだけが見ている可能性も感じられる。毎日、事件本人を監護している人は、事件本人に「駄目」と言わなければいけない時が多々あり、それをお母さんがやっておられると思ふ。

詳しいことはわからないが、保育士として1年間接してきた様子から、事件本人は、お父さん、お母さんのどちらも好きだと思われるだけに、事件本人が双方に気を遣っていたり、心の中でいろいろな事を感じているかも知れず、裁判が長引くのは、事件本人にとって可哀想な気がする。

#### (6) 転居、転園について

事件本人は、近々――に転居することを理解している。決して嫌がっている様子はなく、「新しい所に行くね」という感じであった。

### 7 乳幼児発達スケールの結果【資料第1号、第2号】

事件本人の発達状況を客観的に把握するため、家庭訪問時に、相手方に乳幼児発達スケールを実施した。その結果は次の通りである。

(1) 発達スケール実施の時点で、事件本人の生活年齢（満年齢）は5歳3か月であるが、スケール実施の結果、事件本人の各発達領域での発達年齢は次の通りである。

[領域]	[発達年齢]
運動	5歳3か月
操作	6歳
言語（理解）	5歳6か月
言語（表出）	6歳
概念	6歳9か月
社会性（対子ども）	6歳3か月

---

社会性（対成人） 6歳6か月  
しつけ 6歳3か月

(2) 上記(1)を基に算出した総合発達指数（生活年齢を100とした場合の指数）は次の通りである。

事件本人の得点合計 116点

事件本人の総合発達年齢 6歳0か月

事件本人の総合発達指数

$$= \text{総合発達年齢} / \text{生活年齢} \times 100$$

$$= 6\text{歳}0\text{か月} / 5\text{歳}3\text{か月} \times 100$$

$$= 72\text{か月} / 63\text{か月} \times 100$$

$$= 114$$

(3) 結論

(1)(2)の結果から、事件本人は、発達領域の各領域において、期待される発達段階に達していることが窺われる。